

保護者の皆様へ

令和6年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

北九州市では、小・中学校の特別支援学級への就学等の特殊事情に鑑み、保護者の経済的負担を軽減するため、学用品など就学に必要な経費の一部を補助しています。

就学奨励を希望される方は、下記1～3の内容をご確認のうえ、必要書類を添えて申請してください。

※ **就学奨励費は年度ごとの申請になります。次年度以降も受給を希望される方は、毎年、申請の手続きが必要となります。**

1 就学奨励費の内容

【就学奨励費対象費目・支給額・支給時期・対象学年等】

令和6年度の支給内容は以下を予定しています。

就学奨励費対象費目	支給時期	小学校		中学校	
		対象学年	支給額	対象学年	支給額
学用品・通学用品 購入費等	申請から 2～3ヵ月後	全学年	6,620 円	全学年	12,525 円
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	学用品費と 同時	1年生	25,555 円	1年生	30,490 円
学校給食費	各学期末	全学年	対象経費実費の 1/2	全学年	対象経費実費の 1/2
修学旅行費	実施の 2～3ヵ月後	実施学年	対象経費実費の 1/2	実施学年	対象経費実費の 1/2
宿泊を伴う校外活動費		—	交通費・見学料の 実費の 1/2 [限度額:1,845 円]	—	交通費・見学料の 実費の 1/2 [限度額:3,105 円]
通学費	2学期	全学年	対象経費の実費 ※2	全学年	対象経費の実費 ※2
		但し、公共交通機関を利用している方。保護者が送迎している場合は対象となりません。			
職場実習・交流学习 交通費	3学期	全学年	対象経費の実費 ※2	全学年	対象経費の実費 ※2

※1 支給時期については目安です。書類の不備などで遅れることもあります。

※2 就学奨励費は世帯の収入により、支弁区分を決定し、その区分によって支給内容が変わります。このうち、世帯の収入が基準と比べ最も高い支弁区分3に該当する方は補助対象項目のうち通学費 1/2 のみ受給対象となります。また通学費のみ希望する方については、通学費の 1/2 が受給対象となります。

2 就学奨励費を受けられる方

就学奨励費の対象者は、北九州市内に住所を有し、市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒及び市立小・中学校の普通学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒(※別途、就学奨励費支給対象認定通知書を学校に通知します)の保護者の方となります。

ただし、児童生徒の保護者が次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- ① 児童福祉法に定める児童福祉施設又は指定医療機関に入所又は入院し、当該施設において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている
- ② 就学援助の認定を受けている
- ③ 生活保護の認定を受けている
- ④ 里親

3 申請の方法等

- (1)申請先 お子様の在学する小・中学校で申請してください。
- (2)申請時期 令和6年度の申請は、5月中旬から学校で受け付けます。
- (3)申請に必要な書類等 家庭状況調(お子様の在学する小・中学校にあります。)

※令和6年1月1日に北九州市に住民票がない方、住民票があっても市県民税の申告をしていない方については、上記書類のほか、収入を証明する書類(令和5年分給与所得の源泉徴収票等)が別途必要になります。

<問い合わせ先>

就学奨励費に関するお問い合わせは、お子様の通学している各小・中学校、又は、教育委員会学事課就学係(電話:582-2378)へお問い合わせください。